

事 務 連 絡

令和 4 年 12 月 26 日

都道府県
各 市 社会福祉法人担当課（室）御中
特 別 区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人による海外事業の実施等について」別紙 1 第 2 の 3 の取扱い及び
テロ資金供与に係る対策の好事例の周知について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第 4 次対日審査報告書の公表等について」（令和 3 年 9 月 6 日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要があります。

今般、令和 4 年 10 月 18 日付けで一部改正した「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成 30 年 7 月 2 日社援基発 0702 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「海外事業通知」という。）の取扱いについてお示しするとともに、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において公表されているテロ資金供与に係る対策の好事例について、下記のとおり周知いたします。

所轄庁におかれては、趣旨についてご了知いただき、管内法人への適切な指導をお願いするとともに、管内法人への周知のほどお願い申し上げます。

記

1. 海外事業通知別紙 1 第 2 の 3 の取扱いについて

社会福祉法人が海外において事業を行う場合には、従前より、海外事業通知に示す事

業の範囲等を踏まえつつ、定款への記載や、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成を行うこととしていたところ、行動計画において、リスクの高い法人に対する適切なモニタリングをしていくこととしていることを踏まえ、これを円滑に行う観点から、新たに現況報告書への海外事業の実施内容を明記するよう規定したものの。

これにより、所轄庁において事業内容を継続的に把握することが可能となっていることから、当該記載内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対しては、状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしたい。

なお、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等については、例年、国家公安委員会が「犯罪収益移転危険度調査書」において、取引形態や顧客の属性、相手国といった内容をまとめ、公表しているところであるので、参考とされたい。

(参考)「令和4年犯罪収益移転危険度調査書概要版」(令和4年12月国家公安委員会)

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk_gaiyou2022.pdf

(参考)「令和4年犯罪収益移転危険度調査書」(令和4年12月国家公安委員会)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk041201.pdf>

2. テロ資金供与に係る対策の好事例の周知について

内閣府大臣官房公益法人行政担当室が公表している「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月)において、公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例が紹介されており、社会福祉法人にも活用可能な事例もあることから、参考とされたい。

(参考)「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

https://www.koeki-info.go.jp/administration/terror_shikin_taisaku.html

(照会先)

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111 (代表) 内線 2871